生第103905号	化成肥料	尿素入り塩加燐安042	セントラル化成株式会社
生第103906号	化成肥料	尿素入り塩加燐安575	セントラル化成株式会社
生第103907号	化成肥料	塩加燐安480	セントラル化成株式会社
生第103908号	化成肥料	塩加燐安545	セントラル化成株式会社
生第103909号	化成肥料	塩加燐安500	セントラル化成株式会社
生第103910号	化成肥料	高度化成V444	セントラル化成株式会社
生第103911号	化成肥料	高度化成S611	セントラル化成株式会社
生第103912号	化成肥料	塩加燐安202	セントラル化成株式会社
生第103913号	化成肥料	塩加燐安884	セントラル化成株式会社
生第103914号	化成肥料	マンガンホウ素入り塩加燐安242	セントラル化成株式会社
生第103924号	化成肥料	住友DCS入り化成肥料880号	住友化学株式会社
生第103928号	化成肥料	尿素入り複合高度化成454	サンアグロ株式会社
生第103929号	化成肥料	尿素入り複合高度化成545	サンアグロ株式会社
生第103932号	化成肥料	マザー硫加燐安S558特号	片倉コープアグリ株式会社
輸第103896号	熔成りん肥	ようりんTK	株式会社農産アグリーン
輸第103899号	水酸化苦土肥料	57粒状水酸化苦土	水野陶土株式会社
輸第103900号	化成肥料	有機入り化成H－13号	大東肥料株式会社
輸第103923号	尿素	尿素46	ハイケム株式会社
輸第103931号	化成肥料	リン酸アンモニア肥料	株式会社K＆A環境システム
輸第103934号	魚かす粉末	6－6魚粕	株式会社中村商会
輸第103935号	化成肥料	化成16－16－16	住友商事株式会社
外第103915号	硫酸苦土肥料	硫酸苦土4号	大連健生肥料有限公司 株式会社生科研（国内管理人）

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

洗沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及び各筆地先洗沢川国有河川敷

山形県飽海郡遊佐町直世

字直世山　四番五

字村上　三番一から三番六まで

三番一地先河川敷

五番一から五番五まで

五番七から五番一八まで

五番一三

五番二七から五番三三まで

五番三五から五番三八まで

五番四〇から五番五四まで

五番五六から五番五九まで

五番六一

五番六七

五番七〇及び五番七一

五番七四

五番七六から五番八〇まで

五番八二から五番九九まで

六番一から六番七まで

七番二及び七番三

七番一九

七番二一から七番三二まで

七番四三から七番四五まで

七番五八

七番六三及び七番六四

七番七五

七番七七

山形県飽海郡遊佐町当山

字上当山　二番一

二番一地先河川敷

二番七六一

二番八一六から二番八一八まで

二番一二一五から二番一二三九まで

二番一二四二

二番一二四四

二番一三九一から二番一四〇二まで

○国土交通省告示第九百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

狐川の二

二　砂防法第二条の土地の表示

(一)　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県笛吹市境川町大黒坂

字上嶽　九六八番地先道路敷　一号

九七七番九地先道路敷　二号

九七七番七地先道路敷　三号

山梨県笛吹市境川町前間田

字徳沢　一六八二番三　四号及び五号

字蛇沢　一七一四番　六号

一七一三番一　七号

字徳沢　一六八七番一　八号

一六八一番一　九号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十八年建設省告示第百六十五号で指定した同号二十七に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県上野原市桐原

字東　一〇〇七〇番　一号及び二号

一〇〇六八番一　三号から六号まで

一〇〇六三番　七号から十三号まで

一〇〇六二番　十四号

一〇〇五七番　十五号

一〇〇六〇番　十六号